

佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付要綱

令和 8 年 4 月 7 日 農経第 3544 号

(趣旨)

第 1 条 農業者の高齢化や減少が急速に進む中、限られた農業者で将来にわたり地域農業・農地を守っていくためには、農地の集約化を推進し、効率的な農業経営を実現する必要がある。また、農地の集約化は、露地野菜等の園芸作物の産出額向上にも資するものである。そのため、知事は、本県における農地集約を加速化させることを目的として、次の各号に掲げる取組に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和 53 年佐賀県規則第 13 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

- (1) 市町（以下「補助事業者」という。）が行う将来の主要な担い手ごとの耕作区域を定めた農地集約イメージマップ（以下「集約マップ」という。）の策定
- (2) 集約マップに基づき農地の権利移動が行われた場合に、補助事業者が行う当該農地の出し手となる地権者等（以下「交付対象者」という。）に対する協力金の交付

(交付の対象経費及び補助率等)

第 2 条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 交付対象者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 交付対象者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する補助金交付申請書は、様式第 1 号のとおりとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて

得た額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとし、その提出部数は1部とする。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更がない場合で、別表1に掲げる対象経費の30%以内の増減及び交付対象者の変更以外の変更については、この限りではない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付け）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2者以上による見積合わせや入札を実施して業者を決定すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (7) 補助事業者は、別表1の2の事業（以下「協力金交付事業」という。）における協力金の交付に際しては、交付対象者に対し、(4)及び(5)に規定する条件のほか、次に掲げる条件を付すること。

この場合において、(4)及び(5)の中で「補助事業」とあるのは「協力金交付事業」と、「知事」とあるのは「補助事業者」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 協力金交付事業の内容を変更する場合においては、補助事業者の承認を受けること。ただし、協力金の額に変更がない場合及び交付対象者の変更以外の変更については、この限りではない。

イ 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、協力金の交付の決定の全部、若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

ウ 交付対象者が、協力金の交付の決定の内容又はこれに付した条件若しくは法令に違反したときは、当該協力金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

エ 交付対象者が、第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項ウの規定を準用することがあること。

オ 交付対象者（地権者に限る。）が、自己の都合により、契約期間の満了前に交付対象農地に係る農地中間管理権を解除したときは、交付された協力金を返還させること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、補助金の交付決定の日から14日以内とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日（第7条第1項の規定により補助金の全額を概算払で交付した場合は、補助金の交付の決定に係る年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払いで交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号（概算払）又は様式第6号（精算払）のとおりとする。

(交付決定の取消等)

第8条 知事は補助事業者又は交付対象者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、法令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無に関わらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は交付対象者が第2条第2項又は第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

3 知事は前2項により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、取り消した額の補助金について返還させることができる。

(事業実施状況報告)

第9条 補助事業者は、協力金交付事業を実施した場合、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度末時点において、集約マップに位置付けられた将来の主要な担い手が作付けする園芸品目の面積の合計値（以下「園芸作付面積」という。）を確認し、様式第7号により、補助事業の完了の日

の属する年度の翌々年度の6月末までに知事に報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告において、目標年度（補助事業の完了の日の属する年度の翌年度）における園芸作付面積の目標が達成されていない（達成率90%未満）場合は、当該目標が達成されるまでの間、補助事業者は、翌年度以降も引き続き当該目標の達成状況について、前項の規定に準じて提出するものとする。

（補助金の配分）

第10条 補助金の配分は、予算の範囲内で別表3に定める地区の順により行うものとする。

（書類の提出）

第11条 規則及びこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内にあっては藤津農業振興センター）を経由して知事に提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第12条 この事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のみに使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県個人情報保護方針（<https://www.pref.saga.lg.jp/kiiji00319144/index.html>）で定めるとおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月7日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の施行に伴い、佐賀県農地集約協力金事業実施要領（令和5年3月31日付け農経第2790号）及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱（令和5年3月31日付け農経第2790号）は廃止する。

別表 1（第 2 条関係）

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率等
1 集約マップ策定支援事業	市町	以下の(1)～(5)の取組に要する経費 (1) 集約マップ策定に係る説明会 (2) 農地集約に係る意向調査の実施 (3) 集約マップ策定のための話し合い (4) 策定した集約マップの地権者等への説明会 (5) その他、集約マップ策定のために必要と認める取組 なお、事業実施主体は、原則として事業実施年度末までに、上記の取組を行う地区の集約マップを策定するものとする。	定額 ただし、補助金上限額を 1 事業実施主体当たり 1,000 千円とする。
2 農地利用効率化協礼金交付事業	市町	集約マップに基づき、農地の権利が移動した場合に、当該農地の出し手となる地権者等に対し、当該農地の面積に右記の補助率等で定める交付単価を乗じた協礼金を交付する取組に要する経費 なお、交付対象となる農地は、以下の(1)～(6)の要件を全て満たすものとする。 (1) 集約マップにおいて、将来の主要な担い手^{※1}（以下「担い手」という。）の耕作区域として位置付けられた農地であること。ただし、「さが園芸 888 運動園芸団地構想策定要領（令和 5 年 6 月 23 日付け園農芸第 649 号）」に定める園芸団地構想を策定した地区（以下「園芸団地構想策定地区」という。）内の園芸団地整備を行う農地（以下「園芸団地用農地」）であって、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が中間保有を行う農地は除く。 ※1）担い手とは、以下のいずれかの経営体をいう。 （ア）認定農業者 ① 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）第 12 条第 1 項に基づき、経営改善計画の認定を受けた経営体又は当該認定を受けることが確実であると市町長が認める経営体	50,000 円/10 a 交付対象農地の面積は交付対象者ごとに全筆を合計し、1 a 未満の端数があった場合には、これを切り捨て、これに上記の交付単価を乗じて得た額の市町の総額を補助の限度とし、かつ、1 交付対象者あたりの県費補助金上限額は 500,000 円とする。 なお、交付対象農地の出し手となる地権者と耕作者が異なるときは、地権者に対する交付単価は 30,000 円/10 a、耕作者に対する交付単価は 20,000 円/10 a とする。 ただし、左記の(2)のア、イの要件のいずれかを満たさない集約マップにおいて、園芸団地用農地については交付単価を 30,000 円/10 a と

		② 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業法人 (イ) 認定新規就農者 基盤強化法第 14 条の 4 に基づき、市町から青年等就農計画の認定を受けた経営体又は当該認定を受けることが確実にすると市町長が認める経営体 (ウ) 基本構想水準到達者 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基盤強化法第 6 条第 1 項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体又は当該水準に達することが確実にであると市町長が認める経営体 (エ) 集落営農経営 次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営 ① 基盤強化法第 23 条第 4 項に規定する特定農業団体 ② 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織^{※2} ※2) 経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日づけ 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 1 の 1 の(1)の①のイに規定する「集落営農」をいう。 (2) 以下のア～エの要件を全て満たす集約マップ内の農地であること。ただし、令和 7 年度にモデル地区^{※3}において策定された集約マップ及び園芸団地構想策定地区を含む地域を対象として策定された集約マップについては、ア及びイの要件を満たす必要はないものとする。 ア 概ね 100ha 以上（中山間地域等^{※4}にあつては概ね 40ha 以上）の同一市町内の農地面積を対象として策定されたものであること。 イ 全ての担い手の耕作区域が概ね 3 ha 以上（中山間地域等にあつては概ね 1 ha 以上）の団地^{※5}又は園芸団地用農地（面積要件無し）であるこ	し、それ以外の農地については交付対象外とする。この場合において、交付対象農地の出し手となる地権者と耕作者が異なるときは、交付総額 30,000 円/10 a の範囲内で、地権者と耕作者双方が協議の上、交付単価を設定するものとする。
--	--	--	--

		と。 ウ 地権者等に対して対面での説明（遠方に在住の地権者に対しては文書等による説明）を終えたものであること。ただし、園芸団地構想策定地区を対象として策定された集約マップについては、地権者等への説明を終えたものとみなす。 エ 集約マップの策定対象地区において、目標年度までに、園芸作付面積の合計値が事業実施年度の前年度末時点より増加する計画を有していること。 ※ 3）江北町下小田地区、白石町辺田地区、嬉野市中通地区、美野・畦川内地区、及び北下久間地区をいう。 ※ 4）以下のいずれかに該当する地域をいう。 （ア）「農林統計に用いる地域区分について」（平成 13 年 11 月 30 日付け 13 統計第 956 号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）における中間農業地域又は山間農業地域の基準（旧市区町村別）に該当する地域 （イ）中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の集落協定又は個別協定の対象となる農地が過半以上となる地域 ※ 5）以下のいずれかに該当する 2 筆以上の隣接する農地をいう。 （ア）畦畔で接続する農地 （イ）農道又は水路等を挟んで接続する農地 （ウ）各々一隅で接続する農地 （エ）段状に接続する農地 (3) 概ね 3 ha 以上（中山間地域等にあつては概ね 1 ha 以上）の団地からなる担い手の耕作区域内の農地又は園芸団地用農地（面積要件無し）であること。ただし、令和 7 年度にモデル地区において策定された集約マップ内の農地は除く。	
--	--	--	--

		(4) 集約マップにおいて当該農地の担い手として位置付けられた受け手に対して新たに権利移動が行われる予定又は既に行われた農地であること（集落営農経営内の構成員間での権利移動は除く。）。ただし、園芸団地構想策定地区において、機構が中間保有を行う場合は、機構に対して農地中間管理権^{※6}の設定が行われる予定又は既に行われた農地であること。 ※6）農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第2条第5項に規定する「農地中間管理権」をいう。 (5) 前年度1月1日から当年度12月31日までの間に、機構を通じた10年以上の賃借権の設定等^{※7}若しくは農地売買等事業^{※8}による売渡し若しくは園芸団地構想策定地区において機構が中間保有を行う場合における農地中間管理権の設定についての認可・公告が行われた農地であること。ただし、賃借権又は使用貸借による権利の移転の場合にあっては、契約期間の要件は求めないものとする。 ※7）機構法第18条第1項に規定する「賃借権の設定等」（経営受託権の設定及び移転は除く。）をいう。 ※8）基盤強化法第7条第1号に規定する「農地売買等事業」をいう。 (6) この要綱及び「佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱（令和5年3月31日付け農経第2790号）」に基づく協力金の交付を受けたことのある農地ではないこと。	
--	--	---	--

注）1の事業において補助対象とする経費は、別表2にあげる費目とする。

別表2 集約マップ策定支援事業の補助対象経費

費目		内容	備考
会場借上費		事業の実施に直接必要な会議等を開催する場合の会場費	
通信運搬費		事業の実施に直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
印刷製本費		事業の実施に直接必要な資料の印刷費	
消耗品費		事業の実施に直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費 ・CD-ROM等の少額な記録媒体	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
役 務 費		事業の実施に直接必要な調査、分析等を行う経費	
旅費	旅費	事業の実施に直接必要な会議等へ出席するための交通費	
	費用弁償	事業の実施に直接必要な資料の収集、各種調査、専門的知識の提供、打合せのコーディネート等について協力を得た人に支払う交通費	
謝 金		事業の実施に直接必要な資料の収集、各種調査、専門的知識の提供、打合せのコーディネート等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝礼の単価の設定 根拠資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び構成員に対する謝金は除く。
雑務 役務費	手数料	事業の実施に直接必要な経費の振込手数料	
	印紙代	事業の実施に直接必要な委託の契約書等に貼付する印紙の経費	
委 託 費		事業の実施に直接必要な調査、分析等を行う経費	

〈留意事項〉

- 1 補助対象経費の算定に当たっては、見積書等の根拠資料（コピー可）を申請書類に添付し、積算根拠を明らかにすること。
- 2 以下については、補助対象から除外する。
 - ・飲食費
 - ・交際費
 - ・他の補助事業（国庫、県単）を受けた、又は受ける予定の補助対象経費
 - ・その他、本事業の実施に直接関係のない経費

別表 3（第 10 条関係）

対象地区	備考
1 園芸団地構想策定地区 ※園芸作付面積の拡大幅が大きい地区から優先的に配分	令和 8 年度の補助金に限り優先的に配分を行うものとする。
2 令和 7 年度のモデル地区 ※園芸作付面積の拡大幅が大きい地区から優先的に配分	江北町下小田地区、白石町辺田地区、嬉野市中通地区、美野・畦川内地区及び北下久間地区
3 その他の地区 ※園芸作付面積の拡大幅が大きい地区から優先的に配分	

その他、必要があると認めるときは、知事が別途定める基準により配分する。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり佐賀県農地集約加速化事業を実施したいので、佐賀県農地集約加速化事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

別紙のとおり

(注) 別紙を添付すること。

別紙

1 事業の目的（成果）

2 事業計画（実績）

別紙〔A、B〕のとおり

3 事業の効果

4 経費の配分及び負担区分

単位：円

区分	総事業費（補助事業に 要する（した）経費） （A）＋（B）	負担区分		備考
		県費補助金 （A）	市町費 （B）	
集約マップ策定支援事業				
農地利用効率化協力金交付事業				
合計				

5 事業完了（予定）年月日：令和 年 月 日

6 収支予算（精算）

（1）収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県費補助金					
市町費					
計					

（2）支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額 （本年度精算額）	前年度予算額 （本年度予算額）	比 較 増 減		備 考
			増	減	
集約マップ策定 支援事業					
農地利用効率化 協力金交付事業					
計					

7 添付書類

市町からの協力金交付に関する要綱又は規程（変更申請、実績報告には不要）

（注）集約マップ策定支援事業を実施する場合は別紙Aを、農地利用効率化協力金交付事業を実施する場合は別紙Bをそれぞれ添付すること。

令和 年度集約マップ策定支援事業実施(変更)計画(実績)

事業実施主体(市町名): _____

1 集約マップ策定対象地区

対象地区	対象地区農地面積
〇〇地区	〇〇ha

(注1)複数の地区を対象とする場合は、行を追加し、地区ごとに農地面積を記載すること。

2 連携体制

関係機関	役割分担
市町	
農業委員会	
農業協同組合	
土地改良区	
農業振興センター	

(注2)実際の連携体制に応じて関係機関の追加や削除を行うこと。

3 事業費

取組内容	事業費(円)		事業費内訳 (単価、回数 等)	備考
		うち県費		
合計				

(注3)備考欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額〇〇〇円(県費相当額)」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は、「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 添付書類

- ・工程表
- ・事業費の積算根拠となる見積書等
- ・策定された集約マップの写し(実績報告時)
- ・取組実績が確認できる資料(実績報告時)
- ・理由書(実績報告時) ※事業実施年度内に集約マップ策定に至らなかった場合に添付

令和 年度農地利用効率化協力金交付事業実施(変更)計画(実績)

1 事業計画(実績)

番号	地区名	交付対象者 (氏名、法人名)	交付対象者区分 (地権者、現耕作 者、その他())	面 積 (a)	筆 数	交 付 額 (円)	備 考
合計							

(注1) 交付対象者となる出し手ごとに記載すること。
(注2) 地区名欄には、交付対象農地が含まれる集約マップの対象地区名を記載すること。
(注3) 面積は切捨てにより整数で記載すること。

2 事業計画(実績)詳細

別紙Cのとおり

3 園芸品目作付計画(変更申請、実績報告では不要)

別紙Dのとおり

(注4) 集約マップごとに作成すること。

4 添付書類

- ・交付対象農地が含まれる集約マップの写し(変更申請、実績報告には不要)
- ・誓約書(別紙E)(交付対象者の変更を伴わない変更申請、実績報告には不要)

(注5) 交付対象農地が交付要件を満たすことが分かるよう、必要に応じて補足資料の添付や集約マップへの追記等を行うこと。

別紙C

令和 年度農地利用効率化協力金交付事業実施（変更）計画（実績） 詳細

番号	交付対象農地								交付対象者（出し手）		権利移動の区分 （転貸、売買、 中間保有）	担い手 （氏名、法人名）	促進計画公告日	交付額積算（円）		備考
	所在地						面積		地権者 （氏名）	現耕作者 （氏名、法人名）				地権者	現耕作者	
	地区名	市町	大字	字	地番	枝番	（㎡）	（a）								
1							2,000	20	葉隠 太郎	—	売買	田畑 守	R〇.〇.〇	100,000	—	
2							1,500	15	葉隠 太郎	—	中間保有	—	R〇.〇.〇	75,000	—	
3							2,500	25	葉隠 太郎	—	転貸	田畑 守	R〇.〇.〇	125,000	—	
4							3,000	30	葉隠 太郎	佐賀 花子	転貸	田畑 守	R〇.〇.〇	90,000	60,000	
5							1,000	10	葉隠 太郎	佐賀 花子	転貸	田畑 守	R〇.〇.〇	30,000	20,000	
6																
7																
8																
9																
10																

（注1） 交付対象農地ごとに記載すること。
（注2） 地区名欄には、交付対象農地が含まれる集約マップの対象地区名を記載すること。
（注3） 面積は切捨てにより整数で記載すること。
（注4） 地権者と現耕作者が異なる場合は、交付対象者欄に現耕作者名も記載し、交付額積算欄の現耕作者欄にも金額を記載すること。
（注5） 権利移動の区分が「転貸、売買」の場合は、担い手欄に権利移動後の耕作者名（氏名または法人名）を記載すること。なお、権利移動の区分が「中間保有」の場合は、受け手欄の記載は省略するものとする。
（注6） 促進計画公告日欄には、交付対象農地の権利移動に係る「農用地利用集積等促進計画」の公告日を記載すること。また、当該計画の写し（公告）を添付すること。

令和 年度農地利用効率化協力金交付事業に係る園芸品目作付計画(実績)

1 集約マップ対象地区:〇〇地区

2 作付計画(実績)

番号	担い手 ^(注2) (氏名、法人名)	園芸品目作付面積(a)			目標達成率(%)	備考
		令和〇年度 ^(注3)	令和●年度 ^(注4) (目標)	令和●年度 ^(注5) (実績)		
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
					#DIV/0!	
合計					#DIV/0!	

3 添付書類

園芸品目作付面積の根拠資料

(注1)集約マップ策定対象地区ごとに作成すること。
(注2)農地の権利移動の有無に関わらず、集約マップに耕作区域が定められた主要な担い手を全て記載すること。
(注3)事業実施年度の前年度末時点の数値を記載すること。
(注4)事業実施年度の翌年度末時点の目標値を記載すること。
(注5)事業実施状況報告の際に記載すること。
(注6)目標年度(補助事業の完了の日の属する年度の翌年度)における園芸作付面積の目標が達成されていない(達成率90%未満)場合は、その要因を備考欄に記載すること。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は団体の構成員が、次のいずれにも該当する者ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

※法人、団体にあつては代表者の住所又は事務所所在地

(ふりがな)
氏 名

※法人、団体にあつては法人・団体名と代表者指名

生年月日 (昭和、平成) 年 月 日

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。
この様式に記載された個人情報、佐賀県農地集約加速化事業に関する事務の目的を達成するため及び誓約事項の確認のために使用します。

(注1) 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。

(注2) 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者 及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金について、下記の理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

（注1）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

（注2）記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、事業計画や経費の配分等が変更前と変更後で比較できるように変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書きで上段に記載すること。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

(注) 記以下は、補助金交付申請書に準じて作成すること。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金について、佐賀県農地集約協力金事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1	佐賀県補助金等交付規則第13条に基づく確定額 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3－2)	金	円

(注) 消費税仕入控除税額の計算基礎となった資料、その他参考となる資料を添付すること。

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

1	請 求 額	金	円
	(内訳) 交 付 決 定 額	金	円
	交 付 済 額	金	円
	今 回 請 求 額	金	円
	残 額	金	円

- 2 添付書類
別添「概算払請求額計算書」

(注 1) 「概算払」で交付する場合の様式である。
(注 2) 完了見込みで請求する場合は、実績で変更が生じないよう十分に確認すること。

別添

概算払請求額計算書

[illegible]

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度佐賀県農地集約加速化事業費補助金のうち、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
(内訳) 確 定 額	金	円
交 付 済 額	金	円
今 回 請 求 額	金	円
残 額	金	円

(注) 「精算払」で交付する場合の様式である。

様式第 7 号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

住所
市町長名

令和 年度佐賀県農地集約加速化事業（農地利用効率化協力金交付事業）
実施状況報告書

佐賀県農地集約加速化事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告
します。

（注）別紙Dを添付すること。